

第24回八幡市農業委員会議事録

令和4年7月5日（火） 午後2時00分

八幡市文化センター 3階 会議室3

八幡市農業委員長 長 村 信 幸

前書は令和4年7月5日開催の第24回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） _____

署名委員 （奥村 芳治） _____

署名委員 （辻 典彦） _____

案 件

議案第73号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第74号 農地法第4条許可申請審議の件
議案第75号 非農地証明願承認の件
議案第76号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)

報 告 農地法第4条届出書について
報 告 農地法第5条届出書について

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
吉川 俊孝	古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦
西川 吉之	佐野 文昭	長村 信幸	辻 典彦

欠 席
関東 豊則 前田 孝文

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
關西 保博	小里 隆信	金谷 泰宏	

欠 席
堀口 雅智

事務局

小坂 富美子 梶浦 靖人 石原 毅之

議 長
(長村会長)

ただ今より、第24回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の、農業委員の出席は、12名出席ですので、本総会は、成立しております。
本日の会期は午後2時10分から午後5時までとします。
議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので本日の署名委員さんについては、議席番号1番 奥村 芳治委員と議席番号14番 辻 典彦委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第73号 農地法第3条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 美濃山井ノ元、地目は畑、面積297㎡ 外4筆 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 ○○○○氏 譲受人 ○○○○氏につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われまますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、6月30日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第73号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第74号 農地法第4条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 上津屋浜垣内 地目は田、面積33㎡ 申請人 ○○○○氏 転用目的 住宅敷地

	<p>(法説明)</p> <p>本件は、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に規定する地域であり、許可基準に定める市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、6月29日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第74号 農地法第4条許可申請審議の件」については、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議案第75号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読)</p> <p>願出物件の所在 八幡源氏垣外 地目は畑、面積251㎡ 外2筆 願出人 宗教法人 ○○○○</p> <p>願出物件の所在 八幡土井 地目は田、面積165㎡ 願出人 ○○○○氏 外3人</p>
	<p>(説 明)</p> <p>八幡源氏垣外の件につきましては、昭和27年より境内地として使用されており、非農地証明願いの承認につきましては、問題がないものと考えます。 また、八幡土井の件につきましては、昭和57年より雑種地として使用されており、非農地証明願いの承認については、問題がないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、6月29日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>

委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第75号 非農地証明願承認の件」について、承認することといたします。
議 長	次に、「議案第76号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	<p>特例を受けている農地の所在 八幡盛戸 地目は田、 面積2,983㎡ 外8筆 相続人 ○○○○氏</p> <p>特例を受けている農地の所在 内里巽ノ口 地目は田、 面積544㎡ 外4筆 相続人 ○○○○氏</p> <p>特例を受けている農地の所在 下奈良別所 地目は田、 面積955㎡ 外4筆 相続人 ○○○○氏</p> <p>特例を受けている農地の所在 川口高原 地目は畑、 面積842.50㎡ 外17筆 相続人 ○○○○氏</p> <p>特例を受けている農地の所在 川口高原 地目は畑、 面積842.50㎡ 外17筆 相続人 ○○○○氏</p> <p>特例を受けている農地の所在 内里牛池 地目は田、 面積1,464㎡ 外7筆 相続人 ○○○○氏</p> <p>(説 明) 本件は、納税猶予の期間が20年を迎え、相続税免除確定の最後の利用状況確認でございます。 当該地はそれぞれ農地として良好に管理されており、問題ないものと考えます。</p>
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、6月30日に部会を開催し、現地確認の上審議した結果、部会として異議はありません。

議 長	農業振興部会の意見は、異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第76号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」につきましては、承認することといたします。 以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。
事務局	(事務局 報 告) 「農地法第4条届出書について」 届出物件の所在 八幡長田、地目は田、 面積340㎡ 届出人 ○○○○氏 転用目的 露天駐車場 本件は、露天駐車場の転用目的で令和4年5月30日に届出があり、6月13日付で受理通知を行いました。 「農地法第5条届出書について」 届出物件の所在 八幡女郎花、地目は田、面積168㎡ 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 ○○○○氏 転用目的 自宅敷地 本件は、自宅敷地の転用目的で令和4年5月24日に届出があり、6月7日付で受理通知を行いました。 「農地法第5条届出書について」 届出物件の所在 内里柿谷、地目は畑、面積1,182㎡ 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 株式会社○○○○ 転用目的 物流倉庫設置 本件は、物流倉庫の転用目的で令和4年6月6日に届出があり、6月14日付で受理通知を行いました。
議 長	最後に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第24回八幡市農業委員会総会を終了いたします。